

平成 29 年 5 月 29 日

企業会計基準委員会 御中

実務対応報告公開草案第 52 号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」
に対するコメント

株式会社エヌジェイホールディングス

貴委員会より平成 29 年 5 月 10 日付で公表されました「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」について、以下の通り意見を述べさせていただきます。

質問 1 (ストック・オプション会計基準に含まれることに関する質問)

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため(実務対応報告公開草案第 17 項から第 23 項を参照)、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、企業が従業員等から払い込まれる金銭の対価及び従業員等から受ける労働や業務執行等のサービスの対価として付与するものと整理し、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【回答】同意できかねます

【理由】

有償新株予約権の発行会社からして、無償とは違い従業員の報酬の補填を目的として発行することはないように思います。通常、有償の対価は個人の余裕資金からの拠出であり、有償で応じた従業員のみに対する権利付与であることから、そのリスク(対価)に対する当然としてのリターンであり、従業員も報酬の一形態としての認識は皆無と考えます。

従いまして、有償新株予約権は、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当せず、当該基準に準じて会計処理を行うことは(費用計上することは)妥当ではないと考えます。

質問 2 （会計処理に関する質問）

本公開草案では、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の会計処理について、上記のように、基本的にストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針に準拠した取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【回答】同意できかねます

理由：

質問 1 に同じ。

以 上